

○公立大学法人周南公立大学公益通報制度に関する規程

(令和5年10月31日規程第6－9号)

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）における公益通報の処理その他必要な事項を定め、不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、公益通報者の保護を図ることにより法令遵守の強化及び法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「役職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員及び教職員その他法人関係者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を公益通報窓口に対して通報することをいう。

(1) 法人と委任、雇用及び請負その他の契約関係により法人の業務に従事する役員及び教職員その他の者

(2) 通報日の前1年以内において前号に該当する者

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、法第2条第3項に定義する法令や法人が定める規程等の違反行為その他法人の事業に係る不正な行為をいう。

(総括責任者)

第3条 公益通報に係る業務を管理及び総括する者として総括責任者を置く。

2 総括責任者は、内部統制担当役員をもって充てる。

(通報窓口)

第4条 公益通報の受付及び相談に応じるため、法人に次の窓口を置く。

(1) 内部窓口 内部監査室

(2) 外部窓口 学外の弁護士又は弁護士法人

(通報の方法)

第5条 公益通報は、通報窓口に対する電子メール、電話、書面又は面会により受け付けるものとする。

- 2 前項の公益通報は、氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われた場合に限り、これを受け付けるものとする。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた公益通報であって、当該通報対象事実の真実性に相当の理由又は根拠が認められる場合は、これを受け付けることができる。

(通報制限)

第6条 通報者は、虚偽の通報又は他者の誹謗中傷その他不正の目的で通報を行ってはならない。

(通報の受付及び通報窓口以外への通報)

第7条 第4条の通報窓口において公益通報を受けた者は、速やかに総括責任者及び監事に報告するとともに、当該通報者に公益通報を受領した旨を通知する。

- 2 通報窓口以外の法人の役員又は教職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、かつ、当該通報者に対し通報窓口に公益通報を行うよう助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第8条 総括責任者は、前条第1項の報告を受けたときは、当該通報に関する必要な措置を検討し、調査の必要があると認める場合は速やかに理事長に報告するものとする。

- 2 理事長は、前項による報告を受けて調査の必要があると認める場合、調査の方法その他必要な事項について総括責任者に指示するものとする。
- 3 理事長は、必要があると認める場合、調査委員会を設けて事実関係の調査を行わせることができる。
- 4 調査委員会は、理事長が指名する学外者のみにより構成する。
- 5 調査委員会は、通報者、役員、教職員その他の関係者に対して資料の

提出を求め、又は事業聴取その他必要な調査を行うことができる。

- 6 調査委員会は、調査結果を速やかに理事長及び総括責任者に報告するものとする。

(協力義務)

第9条 役員及び教職員は、調査について協力を求められた場合には、積極的に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、調査の結果、不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

- 2 理事長は、不正に関与した者に対して就業規則に基づく懲戒処分、役員の解任又は契約の解除その他の措置を検討するものとする。

(監事への報告)

第11条 総括責任者は、調査の結果及び是正措置等について監事に報告するものとする。

(公益通報者への通知)

第12条 総括責任者は、調査の結果及び是正措置等について、必要な限度で公益通報者へ通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第13条 公益通報者は、公益通報を行ったことを理由として解雇、降格、減給その他いかなる不利益も受けない。

(守秘義務)

第14条 公益通報を受けた者及び通報対象事実を調査する者その他公益通報の処理に関与した者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 前項の情報には、氏名以外の情報であっても他の事項と照合させることにより、排他的に特定の人物が公益通報者であると判断できる情報を含む。

(利害関係者)

第15条 公益通報に利害関係を有する者は、本規程に基づく当該公益通

報の処理に関与することができない。

- 2 前項の場合の公益通報の処理については、本規程の趣旨に従い、理事長、総括責任者及び監事（いずれも当該公益通報に利害関係を有する者は除く）の協議により決定する。

（公益通報に該当しない通報に対する準用）

第16条 役職員等以外の者からの通報については、この規程に定める公益通報の例により取り扱うものとする。

（他の規程等との関係）

第17条 法人の他の規程等に別段の定めがある場合は、当該規程を適用する。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第4条第2号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。